平成２８年（フ）第７７号
仙台市青葉区新坂町14番２号
破産者　小林　克己
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２８６号
福岡県遠賀郡岡垣町大字山田299－１、住民票上の住所福岡県福津市福間駅東１丁目１番30号
破産者　竹嵜　敬二
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第６１号
北九州市小倉北区朝日ケ丘２番３－607号
破産者　篠原　秀孝
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１９７７号
札幌市東区北37条東３丁目２番11号　メゾンエクレーレ北37条403号
破産者　小田　貴典
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８９号
札幌市白石区菊水３条１丁目２番15－102号
破産者　西川　　淳
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７７５号
仙台市青葉区愛子中央３丁目26番８－113号、従前の住所仙台市泉区住吉台西４丁目14番地の９
破産者　狩野　　守
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２２号
群馬県館林市高根町400番地の135
破産者　平田　貴之
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第７８号
相模原市南区相模大野２丁目６番10号　本間コーポ201
破産者　鈴川麻利絵（旧姓大井）
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１５３３号
愛知県半田市乙川北側町２丁目60番地　プラムトゥリー202号、従前の住所愛知県半田市美原町２丁目185番地
破産者　イトウ石油店こと　伊東亜佐夫
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０３号
名古屋市守山区桔梗平２丁目1413番地　ラッキーゾーン溝畑102号
破産者　若山　一則
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７号
愛知県あま市甚目寺稲荷40番地　レオパレス甚目寺102号、従前の住所愛知県あま市甚目寺山之浦111番地　メルコビル502号
破産者　Ｋ．Ｆ．ファイこと　古屋　勝子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５９号
愛知県愛知郡東郷町涼松１丁目８番地10　コーポ都201号、従前の住所愛知県日進市米野木町南山922番地
破産者　徳増八重子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２５４７号
大阪市西区九条１丁目６番23号　605、前住所大阪市西区江之子島１丁目２番10－401号
破産者　木戸　朋子
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３４７１号
大阪市浪速区日本橋東１丁目11番２号　シャンクレール日本橋　505号
破産者　松田　政治
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２号
大阪府大東市北条７丁目１番６号
破産者　松村　文雄
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６１号
大阪市東住吉区鷹合２丁目15番20号
破産者　石橋　公夫
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６９０号
大阪府門真市江端町２番25号
破産者　村野　公治
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３４号
大阪市住之江区安立２丁目10番17号
破産者　美容室ビー・ルーズこと　平田　正人
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部